介護職員等処遇改善加算についての情報公開

当介護医療院では、介護職員等処遇改善加算を取得しております。この加算を算定するにあたり、職場環境の改善が必要となっております。

厚生労働省が明示しております職場環境等要件のうち、当施設が取り組んでおります内容について、以下に公表いたします。

当施設の介護職員等処遇改善加算への取り組み

１．算定している加算の種類

介護職員等処遇改善加算　Ⅰ

２．賃金改善以外の職場環境等要件の取り組み

１）入職促進に向けた取り組み

①法人経営理念や方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどを明確化

②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修ののための制度構築

③他産業からの転職者・主婦層・中高年者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

２）資質の向上やキャリアアップに向けた支援

①働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援の導入、実施

②研修の受講やキャリア階位制度等と人事考査との連動によるキャリアサポート制度等の導入

③プリセプター制度により仕事やメンタル面のサポート担当者を配置

④上位者・担当者等によるキャリア面接などキャリアアップ・働き方等の関する定期的な相談の機会を確保

３）両立支援・多様な働き方の推進

①子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の導入

②職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや希望があった場合相談の上で短時間勤務を実施、また、非正規職員から正規職員への転換制度整備

③有給休暇を取得しやすい環境、雰囲気を作り、具体的な取得目標を定めたうえで、取得状況を定期的に確認し、身近な上司からの積極的な声掛け

④有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制などにより、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消

４）腰痛を含む心身の健康管理

①業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職場相談窓口の設置等相談体制の充実

②短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等の健康管理対策の実施

③事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

５）生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための業務改善の取組

①現場の課題の見える化（介護職員のアンケート調査）を実施
②5S活動（ものの５S活動継続と業務の５Ｓの取組み）等の実践による、職場環境の整備
③業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減の実施
④業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット等）の導入
⑤業務内容の明確化と役割分担を行い、職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事の配膳・下膳・居室の掃除・ごみ捨て等）を外注等で担うなど、役割の見直しや、シフトの組み換え等を実施

６）やりがい・働きがいの構成
①ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
②利用者本位の方針など法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
③支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供